

添田町景観計画

概要版

—悠久の魅力を「みんなでつなぐ」景観づくり—

令和6年3月

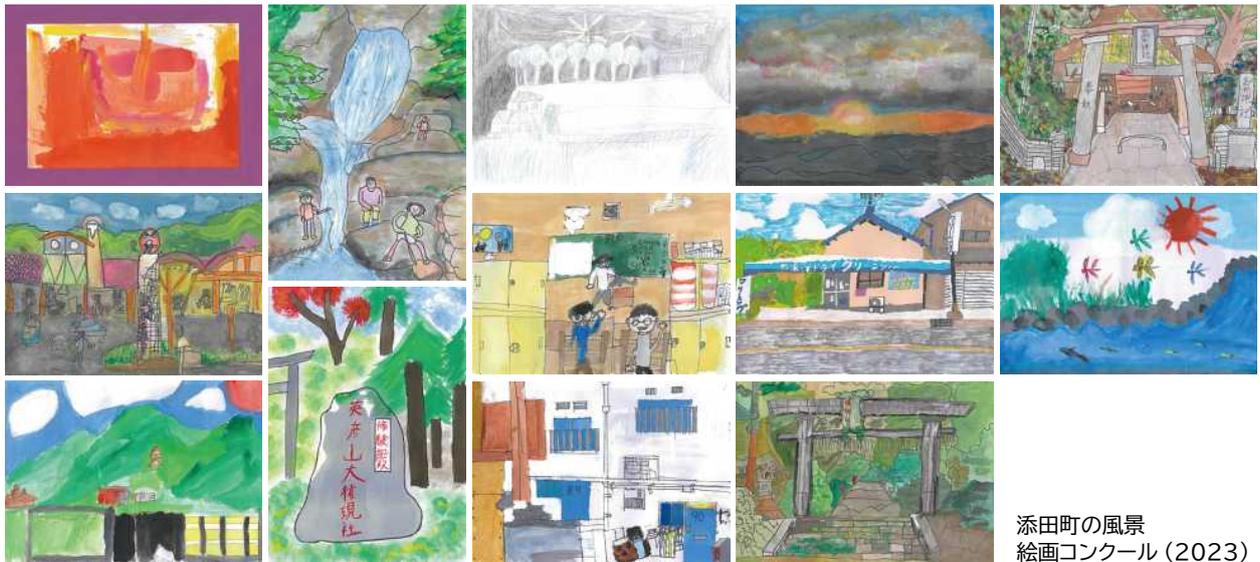
添田町

1 はじめに

添田町には、四季折々の美しい自然と歴史を礎に、人々の暮らしが息づいています。

日本三大修験道の霊場として多くの人々の信仰を集める「英彦山」を中心とする地域は、耶馬日田英彦山国定公園（国内最初の国定公園）に指定されているほか、春には桜が咲きほこる添田公園、夏には満天の星空の下、彦山川・中元寺川・今川にホタルが舞い、秋には英彦山の各所に広がる紅葉、冬には白雪がおりなす幻想的な風景を楽しむこともできます。

これらの素晴らしい景観資源や添田町らしいまちなみなどの風景を守る施策を展開するため、本町は令和4年2月に景観行政団体となり、町民・事業者・行政が協働で、守り育て、未来へ繋いでいくために、添田町景観計画策定委員会を設置し、幾度も検討を重ね、「添田町景観計画」を策定しました。



2 添田町の景観特性と課題

添田町の景観構造を把握したうえで添田町のエリアを5つに分けて分析し、添田町らしさを代表する景観との関係性を踏まえながら、大きく5つに分類される課題について具体的に抽出しました。

〈景観構造の把握〉



〈エリア別分析〉

- (1) 英彦山・深倉エリア
- (2) 添田まちエリア
- (3) 彦山川沿い田園エリア
- (4) 中元寺川沿い田園エリア
- (5) 今川沿い田園エリア

〈課題（分野）〉

- 町民・事業者・行政の協働の取り組み
- 歴史・文化遺産の保全・活用
- 豊かな自然景観や田園風景の保全・活用
- 住環境の保全・改善
- まちのにぎわい形成

3 景観まちづくりの基本的考え方

基本理念

—悠久の魅力を「みんなでつなぐ」景観づくり—

本町では、雄大な自然と清流に映える田園、英彦山の山岳信仰に由来する歴史や文化、筑豊炭鉱の繁栄など、様々な要素が積み重なって良好な景観が形成され、今なお保たれています。

この誇れる景観を、町民だけでなく、添田町を訪れる方たちにも“ふるさとの姿”として感じていただけるよう守り育てていき、次世代に誇れる財産として引き継いでいくことを目指します。

そのために、それぞれの立場で「景観」を意識して行動し、基本理念の実現に向けて、取り組みます。

基本方針1 一人ひとり主役となって、みんなで景観づくりに取り組む

添田町に関わるすべての人が、一人ひとり主役となって、みんなで力を合わせ“景観まちづくり”を実践するなかで、地域コミュニティ形成や添田町への愛着や誇りをより高めることなどを目指します。

基本方針2 自然と歴史を礎に人々の暮らしが息づく景観を守り育てる

先人たちが積み重ねてきたものを大切に、自然や田園景観と人々の生活が調和した景観まちづくりを進めます。また、地域の特性や持続的な発展を考慮しつつ、人々の心を豊かにする景観の創出、神幸祭をはじめとする多様な文化及び文化的景観の保全・継承などに努めます。

基本方針3 “添田町らしい”景観を誇れる財産として未来へ繋ぐ

先人の創意工夫で積み重ねられた本町特有の景観に、新たな価値や魅力を付け加え、誇れる財産として次の世代へと受け継いでいくために、世代を超えた景観づくりの担い手育成などに取り組みます。

景観区域

町全域

広く町全域にわたって分布している景観資源の保全・活用及び創出・育成に、総合的かつ一体的に取り組む必要があることから、景観計画区域は一定の区域に限定することなく本町全域とします。

4 区域別の景観形成方針

5つのエリアにおける景観形成方針について、区域ごとの特性を踏まえて設定しました。

(1) 英彦山・深倉エリア

「英彦山」として培われた固有の歴史・文化、豊かな自然を活かし、風格と趣のある景観づくりに取り組みます。

(2) 添田まちエリア

地域の歴史・文化を活かしながら、活力あるまちなみや良好な生活環境の構築を目指した景観づくりに取り組みます。

(3) 彦山川沿い田園エリア

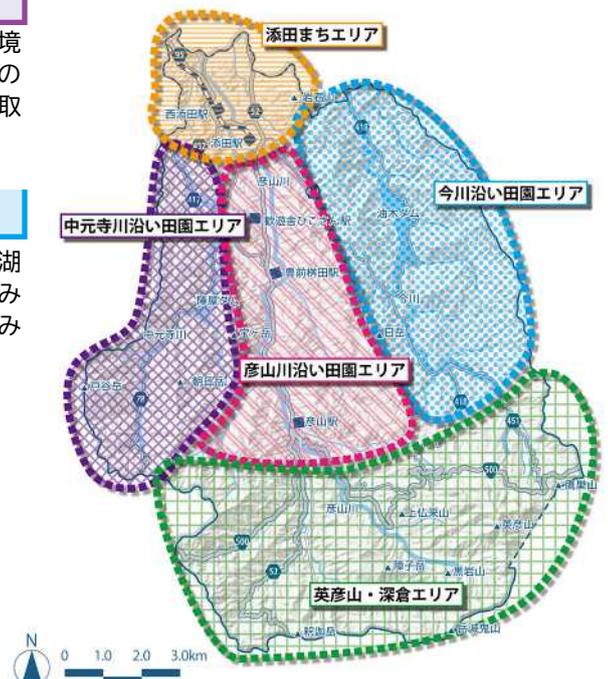
英彦山へ至る直近の地域にふさわしい色どりを有する添田町の「もう1つの顔」として、連なる山々と麓に広がる田園風景や彦山川の水辺空間を活かした景観づくりに取り組みます。

(4) 中元寺川沿い田園エリア

のどかな田園風景と緑豊かな環境を守りながら、社寺とその周辺のもたらす文化的な景観づくりに取り組みます。

(5) 今川沿い田園エリア

四季折々の自然風景を写すダム湖と段々に連なる田園風景や山並みを活かした景観づくりに取り組みます。



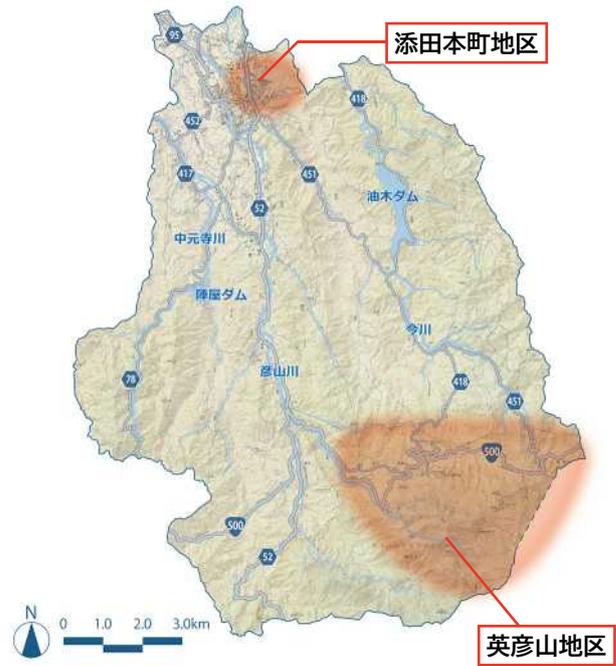
5 景観形成重点区域（候補）

本町を代表する特徴的な景観を有し、特に重要な地区である「英彦山地区」と「添田本町等地区」を「景観形成重点区域」の候補に位置付けます。地域住民の意向を確認したうえで、景観形成重点区域としての指定を目指すこととします。

今後の町の景観形成における重要性の高まりや、住民意識の高まりにより、必要に応じて範囲の拡大（追加指定）や新たに指定をすることとします。



■景観重点区域の候補（令和6年3月時点）



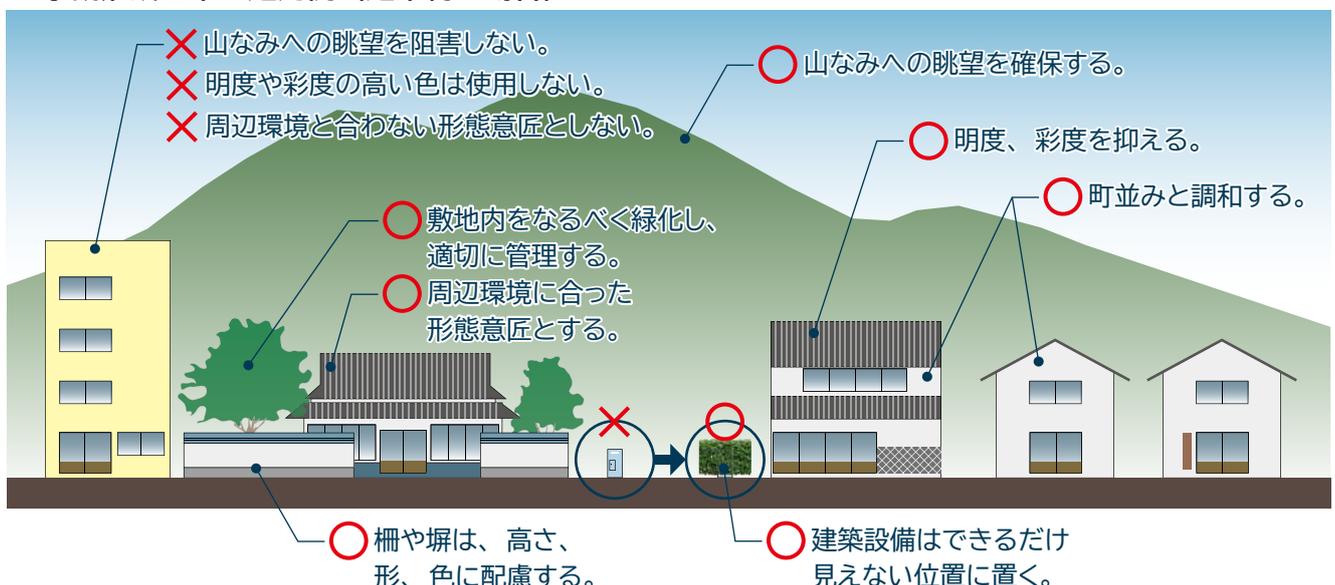
6 景観形成区域に関する事項

良好な景観形成に向けた建築行為等の景観誘導を行うため、景観形成基準を定めます。行為の制限の詳細や届出等の手続き・審査の流れについては、添田町景観計画の本編やガイドラインをご確認ください。

■景観形成基準の主な項目（抜粋）

建築物	形態意匠	周囲の景観（自然、町並み、田園等）と調和した形態意匠、周囲の山なみへの眺望や見通しの確保、彩度・明度の配慮 等
	建築設備	道路等の公共の場からできるだけ見えない位置に設置する、目隠し等による措置 等
	外構	塀や柵・垣等が周辺景観に調和するよう配慮（高さ、形態意匠、色彩、材料等）
工作物	形態意匠	周囲の町並みや景観との調和に配慮、周囲の山なみへの眺望や見通しの確保、彩度・明度の配慮、送電・通信等の工作物の共同設置・共用化 等
開発行為等	植生や自然環境及び周辺環境への影響を考慮し、景観上の違和感を生じさせないよう配慮	

■景観形成基準の適用例（建築物の場合）



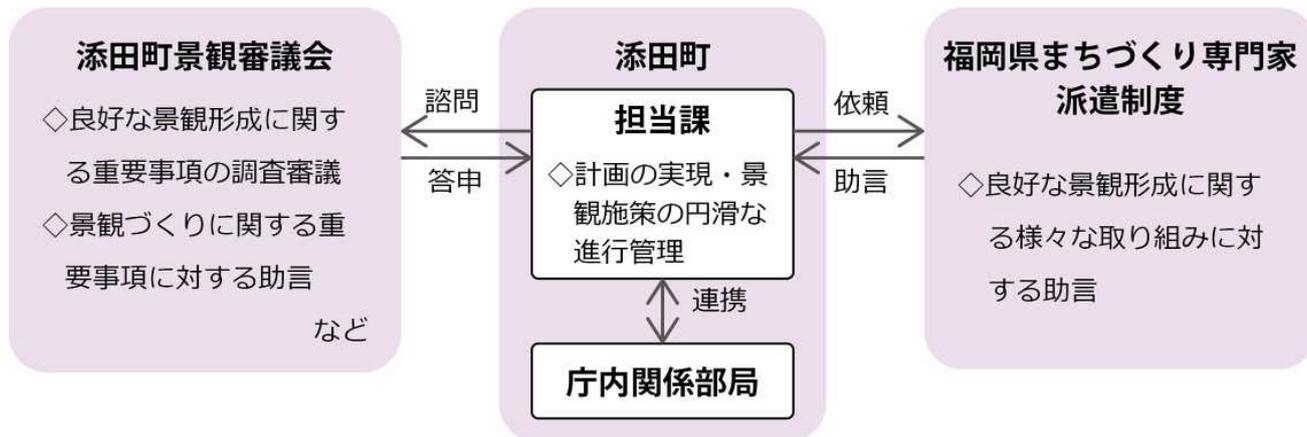
7 重要な構成要素に関する事項

景観重要建造物・景観重要樹木の制度は、良好な景観形成に資する重要な建築物及び工作物と樹木を指定し、所有者・管理者だけでなく住民・行政が協力して積極的に保全するものです。（既に規制が課せられた文化財保護法に基づく重要文化財等を除く）指定後は、所有者には適切な管理義務が課せられ、現状変更を伴う行為は、許可を得たうえで行うなどの規制が発生します。

8 計画の推進体制

本計画に基づく景観形成を各主体間の協働により、総合的かつ実効的に推進していくため、景観審議会の構築とともに、県による福岡県まちづくり専門家派遣制度を活用していきます。

■計画の推進体制図



9 町民主体の景観まちづくり活動の展開に向けて（提案）

良好な景観形成は、行政の主導だけでは実現や維持ができません。町民が主体となって地域の景観を守り育てる活動が少しずつ花開き、まちづくりとしての実を結ぶことが望ましい姿であると言えます。ここでは、その展開例を提案しますので、今後の町民主体の景観づくりに役立ててください。

① 担い手育成のための

「ふるさと景観教育」の取り組み

伝統の継承や添田町らしい景観への意識向上のため、景観セミナーや学校教育を通じて景観学習などに取り組むことが効果的です。



(例：柳川市景観計画)

② 「みんなで歩こう」

景観フットパスの展開

まち歩きは地域の魅力の再発見や、景観に対する意識向上にも効果的です。



(景観フットパス実施例)

〈お問合わせ〉

添田町役場

〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151

TEL：0947-82-1231（代表）

FAX：0947-82-2869



ひこちゃん、ゆずちゃん